群会議（たいとうしぶ）の話題

2020年2月12日
東京土建
一般労働組合
台東支部

春一番の組織拡大
各分会の行動で目標達成しよう！

すでにはじまっている春一番の組織拡大は３月24日迄の取り組みで行われていて目標は38人です。

年間を通して節目ごとに組織拡大月間に取り組みますが、年間実増していくためにはこの期間に目標達成していくことが結果に繋がります。

達成にむけて2月13日・14日、３月12日・13日に各分会で拡大行動に取り組みます。

昨年は組織人員が大幅に減少しました。春一番で勢いをつけて４月から始まる春の拡大月間に弾みをつけましょう。

組合員訪問では分会総会への参加へのお誘いをしていきましょう。

分会総会への準備

３月は各分会で総会が開催されます。総会の目的は分会役員選出、分会運動方針、分会会計の予算決算、その他の重要事項を決めるための開催となります。また仲間達が分会や群へ結集していくための絶好の機会です。

特に分会総会では昨年加入した仲間を呼んで、今後分会での関わりを持つためにも大事な場となります。２月の分会執行委員会では総会の準備も話し合いましょう。

確定申告 個別相談会

確定申告の時期となりました。組合では個別相談を行います。

組合がおこなう確定申告相談会は、複雑な税制に対する支援、建設産業の実態を踏まえた節税対策などの事務と自主計算・自己申告で納税者の権利を守る活動。税制を知ってもらい暮らしにまで課税する現行税制への怒りと要求を集約し運動へと発展させるために取り組んできました。

相談したい方の予約は不要ですが、関連書類を持参して下さい。

２月18日から相談を受け付けします。

庶民増税やめ、
暮らし応援の減税を！
３．１３重税反対
台東区民集会

大企業には減税、一方庶民には増税、消費税10％反対していくために集会に参加しましょう。

【日時】３月１３日（金）
午前１０時３０分集合
【会場】浅草税務署コース
蔵前公園
東京上野税務署コース
上野公園不忍池畔

３・13重税反対台東区民集会

今年も集団申告の時期がきました。今年も集合場所を２カ所に分けて集会後申告となります。

①浅草税務署コースの集合場所は浅草税務署横の蔵前公園　②東京上野税務署は東京上野税務署前の上野不忍池畔となります。

集会後二つの税務署に集団申告となります。

無料法律相談

２月２７日（木）
３月１２日（木）
３月２６日（木）
いずれも午後２時。
予約は支部に連絡下さい。

東京都条例 自転車保険義務

２０２０年４月から東京都は条例で自転車損害賠償保険等への加入が義務化されます。すでにけん共済会では多くの方が加入しています。団体割引により25％もお得になっています。また自転車以外の日常生活賠償事故も対象です。保険料は年間の家族型４５００円、個人型２５００円で大変リーズナブルな価格となっています。３月23日迄に申込すると４月から加入となります。

二月の日程

13日　組織拡大行動
14日　組織拡大行動
19日　厚生文化部会
20日　職対・技対部会
21日　住まい相談室総会
24日　ライトシルバー総会
24日　常任執行委員会・議案討議
25日　増税反対駅宣行動
27日　住宅デー実行委員会
28日　アスベスト駅宣行動
28日　教宣部会

三月の日程

3日　4役会議
7日　あさがお総会
9日　執行委員会
10日　編集会議
12日　分会総会開始
12日　組織拡大行動
13日　組織拡大行動
13日　3・13重税反対区民集会

決算月！

2月は組合の決算月となります。組合費・国保料は前納が決まりです。納入が遅れると組合運営に重大な影響がでます。来月は20年度の健康保険証の交付となります。3月まで納入者の方は健康保険証を交付いたします。滞っている方は今月までに納入をお願いします。

ライトシルバー総会

ライトシルバーでは下記の日程で総会を開催します。総会後場所を移動して懇親会を開催します。

【と　き】2月24日（月）
午前11時～
【ところ】支部３階
【会　費】1,000円

主婦の会（あさがお）総会

あさがおの総会を下記の日程で開催します。昼食はおいしいお弁当も用意します。

【と　き】3月7日（土）11時～
【ところ】支部３Ｆ
【申　込】2月27日（木）

2020年土建国保料改訂のお知らせ

2020年度の土建国保料が変更となります。医療費給付の毎年の伸び、「後期高齢者支援金」「前期高齢者納付金」等の義務的な支出の増大、補助金減などにより、予算では単年度収支で１世帯当たり月額4,473円の歳入不足が見込まれ保険料引き上げを行わらずを得ません。しかし単年度収支のマイナス分全額分を保険料に引上げにより充当することは困難な状況です。このため、１世帯当たり平均月額718円の引き上げとし、不足分は繰越金から充当します。詳しくはけんせつを配布しますので参照して下さい。

国保料については皆様に土建国保から通知が届きますので、3月納入分の4月分から納入して下さい。

台東区住宅補償緊急支援制度

昨年の台風15号・19号により被害を受けた住宅の補修工事を行う区民に対し、上限額30万円の補助金を交付します。既に工事を完了している住宅も対象となりますが、3月16日までに工事を完了し、実績報告書が提出できること等が上限です。詳細は台東区役所住宅課
☎5246-1367へ問合せ下さい。